

## 登録免許税についての説明(参考)

物件番号	FB第1001号	物件所在地	賀茂郡南伊豆町湊字池田712番1
------	----------	-------	------------------

登録免許税は不動産の権利移転の際に課税される税金で、次により算出されます。

税 率	1.5%	登録免許税法第9条及び別表1による
課税標準額	不動産所在の市町村の固定資産税評価額	
2筆以上の場合の課税標準額	個々の固定資産税課税評価額の合計額	
端数計算	評価額の1,000円未満の端数金額は切り捨てます。また、登録免許税額の100円未満の端数金額は切り捨てます。	

[計算式]

(単有分)

**建物** (ア) 家屋固定資産税評価額の合計 円

**土地** (イ) 単有分土地固定資産税評価額の合計 41,063,305 円

(イ)の内訳 = 24,044円(近傍宅地) × 1707.84㎡

(ウ) (ア)+(イ) = 41,063,000 円 千円未満切捨て

(エ) (ウ) × 1.5% = 615,900 円 百円未満切り捨て

(共有分)

**土地** (オ) 共有部分土地固定資産税評価 円 千円未満切捨て

(オ)の内訳 =

(カ) (オ) × 1.5% = 0 円

**合 計** (キ) (エ)+(カ) = 615,900 円

※ 計算した額が1,000円に満たない場合、登録免許税額は1,000円になります。

納付方法

締結した契約書をもって静岡地方法務局に照会を行ったうえで、送付する登録免許税納付書にて、もよりの金融機関又は下田税務署にてご納付いただき、「領収証書」を一部事務組合下田メディカルセンターへ提出願います。ただし登録免許税額が30,000円未満の場合は、「登録免許税相当額の収入印紙」でも受け付けられます。